

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和2年3月24日（火）
午前10時02分～午前11時21分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	いじま 文彦	副委員長	大くま 真一
	委員	岩崎 みなこ	委員	本間 としえ
	委員	しらた 満	委員	山崎 ゆうじ

出席説明員	くらしと文化部長	松尾 銘造	文化施策担当課長	立花 寛
	子ども青少年部長	芳野 俊彦	公立保育園担当課長	田坂 清子
	児童青少年課長	植田 威史	子育て・若者政策担当課長	室井 裕之

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第31号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2 第32号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3 第33号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第34号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 特定事件継続調査の申し出について	決定

午前10時02分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとするを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第31号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、第31号議案についてご説明を申し上げます。

パルテノン多摩については、この4月1日から大規模改修工事に伴って約1年9カ月にわたり全館休館となっていく。今回の多摩市立複合文化施設条例の一部改正は、大規模改修後のパルテノン多摩の管理運営を見据え、規定の追加・修正等を行うものである。追加・修正等をする内容については、令和元年5月から専門家及び市民で構成される多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会において改修後のパルテノン多摩の管理運営について議論を進め、この令和2年1月に委員会から報告書が提出された。その提出内容を踏まえて改正内容を決定しているのでよろしく願います。

なお、本議会において本条例改正案が可決された後に、本条例に基づいて大規模改修後の指定管理者候補者の選定手続を進めていく予定である。改正内容の詳細については立花文化施策担当課長から説明をさせていただくのでよろしく願い申し上げます。

立花文化施策担当課長 第31号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定である。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

立花文化施策担当課長 そうしたら、内容について新旧対照表を用意しているので、こちらで説明をさせていただく。今回の改正は、冒頭部長から説明させていただいたように今年度多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会ということで新しいパルテノン多摩の管理運営の中身ルール等を議論していただいた。このアウトプットとして策定委員会の報告書をいただいたわけであるが、これに基づいて条例の改正内容を決めてきたということである。内容については、12月議会を含めて何度かご報告・ご説明をさせていただいた。きょうはポイントのところの確認をしていただければと思う。

まず改正内容であるが、条例の第1条、従来「設置」というところを「目的及び設置」と、より具体的に何のための施設であるかを記載している。これも多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会の中でこういった形で何のための施設であるかを明確にしていくべきだというご意見を踏まえて改正したものである。

それから、第3条は、第1条の目的を達成するためにこの施設において行う事業ということで、従来はこういう記載がなかったが、これも管理運営計画策定の中で何のための施設であるか、またその施設を運営するためにはこういう事業を行うということを明確にしておく必要があることから、これは管理運営計画の事業計画の項目と一致しているわけであるが、この事業についても記載させていただいた。特に(6)日常的に市民が集い交流する場の創出及び提供に関する事業ということで、この議会でも議論いただいて、4階が例えば子どもの広場、2階のフリースペースを広く、こういったところを具体的に事業として展開していくということである。

次に、第4条の2、これも従来規定がなかったわけであるが、こういった事業を行っていくために、やはりその人材が重要になってくる。この業務に必要な専門的な人材をきちんと配置することも明確にうたったところである。

あと第5条、休館日、開館時間ということで規定の変更をさせていただいている。開館時間については、午前9時から午後10時までという前

提・原則があるが、これにそこで行われる事業の都合上この時間内におさま
り切れない片づけあるいは準備等があった場合にはその時間を延長する
ことができるといったことで、より使いやすいような形で運営できるよう
な規定をここに盛り込んでいる。

あと指定管理者による管理運営というところで大きくは変わらないが、
第14条に、この施設の設置目的に即した事業、貸し館を利用していただ
くわけであるが、こういう設置目的に合った申請があったにもかかわらず、
例えば実際にその当日を迎えてみたら違うことが行われていたようなこと
もある。こういった場合には指定管理者でその利用の取り消しができると
いうようなことも新たに規定させていただいた。

あと大きいところと言えば使用料である。利用料金については、使用料
の改定を今回の改修工事を行うに当たって、その改修工事費の減価償却分
を見込んだ中で改定させていただいている。金額についてはそれぞれ、今
回パルテノン多摩の使用料については、市のルールに基づいた算定基準で
出すということではなく、周辺の施設状況を勘案しながら料金を決めてい
い施設というような位置づけになっている。ただ、今回改修工事もあった
ので、この基本的なルールに基づいて一度算定をしている。そういうこと
から、例えば大ホール等について金額使用料が上がっている部分もあるし、
逆にそれほど上がっていないところもある。ホールなどはそうであるが、
かなり急激に上がるようなところについては、今回の使用料改定ルールに
基づいて改定率の上限を設けているので、急激な利用料増大に歯どめをか
けるということである。こういったところも適用しながら金額を出してき
た。この金額を確認したところ、周辺施設の利用料金と遜色ない、同等レ
ベルであるということが確認できたので、この料金ルールに基づいた算定
での料金を準用して今回の料金改定にさせていただいている。

あと幾つかあるが、料金に関しては、一つは減免ということで市内の中
学生が利用する場合、年1回であるが無料で利用できるようにしてい
きたいということである。多摩市の子どもたちに少なくとも1回はそうい
う体験をしていただきたいということで規定している。

それから、逆に営利目的で利用する場合のことである。これはぜひどん

どん利用していただきたいわけであるが、ただ、営利目的で利用する場合にはやはりそれ相応の金額をいただくということで、今回営利を目的とする団体が営利を目的として利用する場合には、利用料金の100%の割合、いわゆる倍額が上限として市にいただけるような形で設定している。

ただ、ここにある料金表については利用の上限であるので、この範囲内で指定管理者が決めていかれるような形になっている。

主な改正内容は以上である。多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会、専門家、市民の皆さんに十分議論していただいて確認してきた内容である。ぜひこのように改定していきたいと思っているので、ひとつよろしく願います。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩崎委員 まず幾つかある中で、最初の第1条のところで改正前には「市民の自主的な文化活動の場」という言葉が入っていて、今回変わったほうはそういう言葉ではなくなっているが、この「市民の自主的な文化活動の場」という言葉がなくても、これはそういう意味だと理解できる文言があるのか。

立花文化施策担当課長 基本的にこの施設は市民のための施設であるから、市民の自主的な活動を行うことが大前提ではある。だから、市民が豊かな文化・芸術を鑑賞することも、あるいは創造活動をすることも、集まって何かをすることも、皆市民の自主的な文化活動であると考えている。従来は「場を提供し」というところで、公共施設として、どちらかというとその場の提供に重きを置いていたが、ここではさらにそういうことで市民の自主的な活動も踏まえながら、どういう目的で使っていただくのかをより明確にしたと考えている。

岩崎委員 それが第3条のさまざまな項目につながっていくのかなと思うところであるが、それで第1条から第3条まで新しくなったという理解でよろしいか。

立花文化施策担当課長 そのとおりに考えてこのように整理させていただいた。

岩崎委員 第4条の2、先ほど言われていた部分であるが、人材が大事だと言っていたが、この関係機関等との連携を図らなければというのは、どれを想定

しておられるのか。

立花文化施策担当課長 一つは、このパルテノン多摩改修工事の間、議会でも十分議論があったいわゆる周辺施設ということで、図書館、あるいは公園内施設、それから周辺企業の中にもアミューズメントやその教育機関もある。こういったような一緒に多摩センター地区の価値を上げてにぎわいを創出していくようないわゆる仲間になる団体がまず一つ挙げられる。もう一つは、文化の力をまちづくりに生かしていくという視点での関係機関が考えられる。これは文化施設あるいは社会教育施設だけではなく福祉施設あるいは医療機関、いろいろなそういう機関・団体と連携しながら地域課題の解決に向けて文化の力を生かしていくということでは、そういったところについても関係機関と捉えて表現している。

岩崎委員 今後どのようなところと関係するかわからないが、幅広くなっていくのかなというところがある。最後にお聞きしたいのは、第7条で、(1)のところでは、第1項の1のところでは公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められたときなど、いろいろ何か不適切な状況があったときということかもわからないが、昨今だとヘイトクライムのような考え方でヘイトスピーチなどもよく聞く中で、そういう事業、あるいは愛知トリエンナーレの問題等もあった。なるべく信頼関係のもとにいい事業、いい公共がされてほしいなというところがあるが、こういう可能性があったときに、この条文でそういうところにやっていただきたくないというようなことが申し入れられることになるのか。

立花文化施策担当課長 先般議会でもいろいろお話が出ていたが、基本的にやはり表現の自由を守るのが我々の責務でもあるし、いろいろな形での表現を許容してこそまちの発展が望まれるとも考えている。ただ、ここの施設目的に合う合わない、あるいは事業の場合であればその主催者が何をしようとしているのかその目的、そういったところを十分把握して、やはりきちんと責任を持って使用の許可をしていく必要があると考えている。

それから、第7条では、最初の申請の時点でそういったところにこの施設設置目的に外れるような、あるいはここに書いてあるように施設等を毀損するおそれのあるようなものについてはお断り申し上げるというところ

である。最初にご説明のときに申し上げたのが、第14条であるが、これは一度許可をしたとしても、その当日にそういったことで暴力行為等いろいろな形で申請時点と違う状況があった場合にはお断りすることもできるための根拠として、今回明確にさせていただいた。

岩崎委員 できるだけ公共のものなので、今立花文化施策担当課長が言われたように表現の自由は認められてしかるべきだとも思うが、やはり市民にとって、あるいはさまざまな子どもたちや若い方たちも使う中では、教育的な観点を重視することも必要という意味で良識ある判断をしていただきたいと思います。その判断は市長がするとしているが、その実務をするのはどういう方なのか。

立花文化施策担当課長 指定管理者制度を導入するので、基本的にその許認可の事務については指定管理者の責任において、この条例に基づいて行っていただくことになる。ただ、状況によってはその判断が難しいようなケースも場合によっては出てくるかもしれない。いずれにしても、そういったケースがある場合には逐一市と協議・相談しながらその辺に対応していくものだと考えている。

岩崎委員 そこまでいくと大変難しい問題だったりすることが多いと思うので、ぜひ協議なり市との連携を図っていただきながら、これからできるであろう委員会なども協議していただけたらと思う。

大くま委員 それでは、この新しい条例について、パルテノン多摩というと、東日本大震災のときには帰宅困難者の方がそちらに行かれたようなこともあったかと思う。多摩センター駅前というのは、そういった集まれるような公共の施設がないものであるから、そういった際の使用をもちろん妨げるものではないと思うが、その点を確認しておきたい。

立花文化施策担当課長 東日本大震災のときにも、かなり多くの皆さんがそこに帰宅困難ということで滞留していただいた。その機能は当然パルテノン多摩の大事な役割の一つであると認識している。そういったところは地域防災計画の中に位置づけて対応する。それから、今多摩市文化振興財団は市の防災安全課とそういう対応をするという協定もとっているので、今後再開館した折には引き続きそういったところにも力を入れていこうと考えている。

しらた委員 専門的な人材について伺う。第4条の2、「指定管理者は前項に掲げる業務を行うに当たっては、業務の遂行に必要な専門人材を配置するために」というところであるが、その前項の(3)として、施設等の維持及び修繕に関する業務という記載がある。これは、こういうところの専門業者というか専門人材を入れるということか。

立花文化施策担当課長 この第4条の2項、専門的な人材を配置するというところで、前項に掲げる業務を行うということである。この(1)から(5)までの業務を行うために必要な専門的な人材を確保するというところで、事業の実施、それから今委員からお話のあった施設の管理運営、施設の臨時修繕、こういったものについては専門的な人材を確保することになる。今現在も多摩市文化振興財団が指定管理者ではあるが、この再委託先として行っているビル管理チーム、あるいは舞台管理チーム、そういったところについては、機器の管理あるいは警備その他の資格の指定も含めて、有資格者も含めて、その専門家を配置することは行っている。今後民間JVということで新しく共同事業体を組むことになるが、そういった中では、より効率的効果的な施設管理にも、専門的な人材の配置あるいは民間事業者のそういった経験や知見を生かしていきたいと考えている。

しらた委員 専門的なことをして維持管理のことを少しでも削減というか余計なものがかからないようにということだと思ふ。

次であるが、今度使用料の件であるが、この使用料は先ほどのご説明の中では周辺のこと等も考えながら、あと改修費や修繕費のことも含めながらということであるが、高くなるものもあれば相場価格と同程度のものもあるかと思ふが、これからまだ変更が少しできるのかなということも含めて、考え方をお聞きできればと思ふ。

立花文化施策担当課長 使用料については、市で使用料算定の基本的な考え方ということでルールがあるので、これに面積あるいは改修の工事があれば減価償却もふえるし、そういったものを加味しながら料金設定をしていくというのがまず一つある。この料金設定のルールで、まずは料金設定を試みた。本来パルテノン多摩は、最初申し上げたように違う形で決めてもいい。周辺の施設との競争もあるので、そういう決め方もできるが、まずそのルール

に基づいて算定を試みたところ、その周辺状況、施設の状況といったところと比較して、ちょうど遜色ない程度にうまくおさまっているということがあったので、この基本ルールに基づいた算定をそのまま準用しようということになっている。ちなみにその施設というのは、大ホール、小ホール、貸し会議室といったところによっていろいろばらつきはあるが、ホールについては今回かなり金額が上がっている。これはもちろん改修工事費も換算する中で上がっている。ただ、これも先ほど申し上げたように、改定する際の上限額、一気に倍増するということではできないので、その上限額が決まっているので、この上限にさせていただいている。増減率については、大ホールの場合は例えば20%でおさめるというようなルールになっているので、そのルールに従って金額を決めているということである。一方で、例えば第一会議室などは従来の金額とあまり変わらない。これはもともとの金額設定と今回のルールで算定した金額が変わらなかったということで、そういった意味で施設の場所によってはばらつきがあるような形になっている。

松尾くらしと文化部長 少し補足をさせていただく。今、立花文化施策担当課長が説明を申し上げたが、これは利用料金制をとっているもので、その中で言えば上限額となる。今後の状況によっては指定管理者との協議の中でこれを上限額として別設定ということもあるが、ただ、この上限額自体を変更することになれば当然条例改正が必要だということである。

しらた委員 あと延長時間の手続であるが、当日でも延長したい、例えばきょうは朝早く行きたい、そういう時間については別途料金を払うことができるのかということである。

立花文化施策担当課長 まず別途料金については、当然その延長した分についてはいただくようになっている。時間が早い遅い部分については、備考に書いてあるが130%であるから3割増しの料金プラス、それから人を配置しなければいけない状況になった場合には、今でもそうしているわけであるが、人件費分も加算していただくような形になっている。ただ、当日となると、やはり勤務体系はそれこそ余裕を持って回しているわけではないので、なかなかそこまでの対応は難しいと考えている。

しらた委員 最後お願いであるが、今までパルテノン多摩で中学生が合唱コンクールをするときも、パルテノン多摩が使えなかったということで南大沢等に行って合唱祭をしていたということで、ぜひとも優先的に市内の中学生はそこでできるようにお願いしたいと思う。

立花文化施策担当課長 ぜひそのようにしていきたいと思っている。ちなみに優先については、年1回優先して使っていただけるような形に今もしている。ただ、金がかかることになるので、その学校によってどこに金をかけるかということでパルテノン多摩を使われないということも選択肢にあるということである。ただ、やはり多摩市の中学生にはなるべく使ってもらいたいので、今回中学校の場合1回は無料で使っていただけるような形にしていたので、ぜひそのように進めていきたいと思う。

本間委員 これは施行が令和4年3月1日であるが、この金額自体は上限がこれだということで、本当のというか金額が決定するのがいつになるのかと、あとは公演というのは2年前ぐらいから予約というか入るとい話を聞いたことがあるが、その辺が決定しないと公演も決定できないのではないかとと思う。その辺のお話を願います。

立花文化施策担当課長 まさに言われるとおりで、それほど余裕がない。今回この条例をお認めいただいたら早速指定管理者の選定の手続に入る。春に選定の手続の準備をしまして、7月ぐらいに指定管理者からいわゆる提案書をいただくことになる。指定管理を受けるための提案をいただくのだが、そのときにどういう利用料金体系でどのぐらいの収入が見込めると、したがってこのように使っていくというような提案になってくると思う。だからことしの夏の時点ではある程度指定管理者としてどういう料金体系にしていくか、この料金表どおりにするのか、あるいはもう少し下げる部分もあったりするのか、そういうところをご提案いただけるかと思っている。いずれにしても、この夏ぐらいにその辺をある程度固めておかないと、やはりホールの場合利用していただく1年1カ月前からであるが、その半年前には告知もしなければいけないし、前段にはそういう主催事業の仕込みもあるので、ことし中にその辺は固めて市民の皆さんにお知らせしていくようになるかと考えている。

本間委員 こけら落としの公演などすごく楽しみなことだと思うので、その辺で順調にいくといいなと思っている。あと一つだけ、中学生が使えるというところは本当に皆さん考えていただいてよかったなと思うが、やはり市内の中学生の方に公平にお知らせをしていただいて、公平に使っていただきたいなと思うが、その辺で何か考えていることはあるのか。

立花文化施策担当課長 市内の中学校には、教育委員会を通してということになるかと思うが、同時にお知らせをして申し込んでいただいて、同じ日にかぶるようなことがあればそれは調整となると思うし、その辺は丁寧になるべく多くの学校の子どもたちが利用していただけるように、指定管理者に調整をお願いしたいと考えている。

本間委員 よろしく願います。

岩崎委員 今中学生と言われているのは、ホールだけではなくオープンスタジオ等も含めて年1回という意味なのか。

立花文化施策担当課長 施設はどこであってもそうである。だから年1回であるので、ホールでやるのか、あるいは今度オープンスタジオというところで舞台を組んでやることも考えられる。そういったところで、学校のほうでその辺を考えていただくことになる。

岩崎委員 それぞれの施設で金額の差はあるが、それも含めて選ぶべきということであるか。

それともう一つ、先ほどの金額は近隣と比べてそれほど変わらなかったと言われたのは、公共をやる業者のための金額が100%上げても変わらなかったということなのか。だから、ほかの施設を使うときに、市民だけではなく事業者がやったときの金額が変わらなくなるということなのか。

立花文化施策担当課長 今近隣と比較して変わらないというのは、この料金表は市民の方が利用していただくための表である。市外の方はこれの3割増しになるわけであるが、営利目的の料金の場合は市内の料金の倍になるので、その金額を近隣と比較しているということはない。近隣ではむしろ営利目的の営利料金を設定しているところ自体がそれほど多くはない。だから、そういう意味で言うと、日本全国のいろいろな自治体の状況を調べた中で、この

程度の額でやっているところがあったと。それで、営利目的についても、
どういうものを営利目的とするかも含めてそういったところを調べさせて
いただいて、今回私どもにアドバイザーもいるので、そういったところも
アドバイスいただきながら料金設定をさせていただいたということである。

岩崎委員 料金設定によってある程度の収益は必要かと思うし、ホールを改修する
ときのつり天井なども金がかかっていく、いろいろな意味でホールでの金
がかかる状況はもうできているので、どういう形が収益になっていくのか
は見ていかなければいけないと思う。100%料金を上げて使っていた
だけのような形に持っていくのはこれからの手腕にかかっていくかと思っ
ているので、いろいろ考えていかなければいけないことがあると思うが、
よろしくお願ひしたいと思う。

大くま委員 今のことに関連して、営利目的の使用に関して200%というのは上限
金額と考えていいのか。

立花文化施策担当課長 そのとおりである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第31号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条
例の制定を挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成
の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第2、第32号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 それでは、第32号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。本案件については、昨年12月の協議会において説明した内容と特に今のところ変更はないが、ご承知のとおり今年度末をもって公立保育園である貝取保育園を多摩保育園と統合することに伴う条例の文言整理となる。具体的には貝取保育園に関する文言を条例から削除、または定員等についても同様に削除し、多摩保育園という言葉だけを残すことになると思う。よろしくご審査のほどお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

しらた委員 今度貝取保育園が終わるが、貝取保育園で行われているじゃれつき遊びが大変よいものだというのを聞いている。これをどのように今度の保育園に継承していこうと考えているのかをお聞きする。

田坂公立保育園担当課長 じゃれつき遊びは平成25年から始めて、子どもたちの体は本当にしっかりと、けがをしない、いい体ができていると思う。ただ、早く走れるという運動能力というよりは、子どもの自然な基本的な身体能力を高めるという意味で本当に効果があるのをやっている職員は感じているところで、私たち異動する職員は非常に決意をして、多摩保育園でも絶対にやっぺいこうと。遊ぶこと自体はとても簡単であるが、職員の勤務体制、チームワークでやっぺいかなければならない活動であるから、そこも含めて絶対やっぺいき、公立の売りの活動として存続させたいと考えている。

しらた委員 よろしくお願ひする。保育園が今度一つということで、今までは先生方も一応異動ができたこともあるが、さまざまな情報を民間から学ぶところもあるかと思うので、そういうことをどのように考えて運営していくのかお聞きする。

田坂公立保育園担当課長 平成23年度から多摩市保育協議会を民間と公立が一緒になって学びを深めようということをやっている。だから今後もその協議会の中

で公立保育園の役割をうまく発信しながら、さらに活動を深めていきたい。あと保育の内容、質の向上を考えているところである。また職員については、昨年度から児童館に異動しながら、もう少し広い視野で子育て支援ができるかというところを出ているので、そこからも情報をたくさんもらっている状況で、公立保育園として本当に機能を高めていきたいと考えている。

しらた委員　ぜひよりよい、子どもたちに好かれる保育園に、一つでも、胸を張って願います。

大くま委員　じゃれつき遊びをテレビ番組などでも見させていただいた。本当に子どもたちが生き生きと活動している様を見せていただいた。そういった意味で言えば、私は貝取保育園存続をと言ってきた。本当に残念だなと思う。引き続き取り組みを続けられるということで、それはぜひ進めていただきたい。市の言い方では統合であるが、廃止に伴って、あの場所はUR都市機構から無償で提供されている場所だと思うが、例えば民間保育所としてあの地域に保育所を残していくような検討はされたのか確認したい。

室井子育て・若者政策担当課長　待機児童がいる中で貝取保育園を閉じてしまって大丈夫なのかというところはもちろん何度も検討させていただいた。あの地域の方の構成の変化もあり、すぐではないが、エリアの中にはピオニイ第二保育園やかおり保育園があり、そちらのほうで受け入れが可能ということで今回の統合の決断をし、進んできたところである。

大くま委員　何度もお聞きしているが、これはこれとして確認させていただきたいと思う。統合できるということであるから、保育所としての活用の検討は、そういった方向ではされていないのだと思う。あと保育所以外で活用するようなこと、例えば子育ての支援拠点施設があな地域には、豊ヶ丘・貝取の南側のエリアには今ないような状況もあるが、そういった検討もされていないのだと思うが、確認をさせていただきたい。

室井子育て・若者政策担当課長　庁内では保育所以外での活用ができるか、必要かという検討はされていた。ただ、先日の議会の中でも資産活用担当課長から答弁があったとおり、今の借用に当たってのUR都市機構との契約は、市が保育事業を行うことに限り有効ということもあり、それを踏まえた中では

ほかへの転用は難しいので返却するという判断をしたものである。

大くま委員　　今の契約では市が保育園をやらなければ無償の適用にはならないということで活用というところまで進まなかったので、例えばほかで使う場合に無償で提供していただけるのかという交渉も、その時点では行われていないということだと認識している。公的な子育て支援の施設が1つ減っていくのは間違いのないことだと思う。そして、今の地域状況の中で貝取のあのエリアにはニーズがないとこれまでも言われてきたが、空き家などもある中で、そこに入ってきてもらうような視点での施策の展開が必要なのではないか、今からでも検討すべきではないかと私は思っている。そのことを述べて終わる。

室井子育て・若者政策担当課長　ご意見ありがとうございます。1点補足のお話をさせていただくと、ほかへ転用した際の契約が可能かどうかという調整はUR都市機構としたと伺っているのでご承知おきいただければと思う。

岩崎委員　　今回閉園式があったかと思うが、新型コロナウイルスの関係で見ることができなくて大変残念だったが、実際は関係の方たちだけでやられたのかと思うので、その状況をお聞きする。

田坂公立保育園担当課長　本当に申しわけなかった。日程調整していただいたにもかかわらず、保育園のホールで100名以上は少し厳しい状況にあったので、在園児とその保護者、それから地域で例えばじゃれつき遊び、サツマイモの栽培等、保育にいろいろとご協力をいただいた方をお招きして、この40年間を振り返ってというところで縮小化した閉園式を開催させていただいた。

岩崎委員　　そういう状況で、結構名残惜しいというか、いろいろ込み上げてくるものがあつたのではないかと思う。保護者はもちろんであるが、園児の方も今後違う保育園に行かれることをきちんと理解している方が多いと思う。園の中では、新型コロナウイルスもあり、閉園もあって、精神的なダメージは見受けられるのかをお聞きする。

田坂公立保育園担当課長　この2月末から3月に入ってばたばたとしてはいるが、子どもたちもそれぞれ自分が行く園、小学校、幼稚園を自覚して、そこに行つてどのようなことをするのかなど、子どもは本当に今わくわくしながら生活しているところである。保護者の方たちも、一時期存続できないのかとい

う不安な様子を見せていたが、本当にここで心の整理ができていて、閉園式等を通して私たちとのつながりはここで終わりではないのだという認識を皆さん持ってください、そういう言葉をかけてくださって、閉園式をやるかやるまいか非常に悩んだが、そのことによって皆の気持ちの整理ができたのかなと感じている。

岩崎委員 現場の方のご努力もあり、そしていろいろな意味でサポートもあったのではないかと思う。今、田坂公立保育園担当課長が言われていたように、子どもたちはこれからも続く園の生活があったり、学校へ行かれる方もいるが、そういう意味ではやはりよき理解者でありサポートはどうしても今まで一緒だった園の保護者同士あるいは先生方になると思うので、これで終わりではないというところは、今後短い間ではあるがメッセージとしてお伝えして行っていただきたいし、4月になってからもどう？ という感じで声がけしていただけたらと思う。よろしく願います。

山崎委員 今回の閉園に対しては、子どもの数が少なくなったから撤退することはわかるが、保育園がなくなったからその場所に子育て世代が住みにくくなるという問題もあると思う。百草団地などがそういう例であるが、園がなくなるとそこに小さい子どもがいる家族が住みづらくなる、そのあたり何かお考えはあるのか。

室井子育て・若者政策担当課長 保育機能という点で言うと、住んでいるところは貝取周辺であり、就労を理由とした保育申請をされる方が多い中では、私たちとしては、通勤経路の中で駅に行かれる方も多い中で、駅周辺での保育定員を確保するというところで現在多摩センターではお話を進めさせていただいているし、永山でも開設に向けて今調整をしているところである。そういった駅のそばで買い物をしながら、保育にも預けながら通勤していただくというニーズが高いという判断で保育定員を確保しているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第32号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

て、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論を行う。

市は貝取保育園周辺には保育のニーズがないとこれまで答えてきたが、待機児は減ったとはいえ、まだ解消には至っていない。永山などの隣接するエリアではまだまだ待機児もおり、隠れ待機児や年度途中での待機児を考えればさらにふえると思う。こうした中で、貝取保育園を廃止すべきではない。むしろ生かす方法を考えるべきだと思っている。現に待機児を抱えるご家庭に、保育のニーズがないという話ができるのだろうか。さらに言えば、市として貝取保育園を維持できないと判断した際にも、ほかで保育園として活用できないのか、子育て支援施設として継続できないのかななどの検討をさらに深めていくべきだったと思っている。来年度から貝取エリアでもニュータウン再生の地区別計画の策定が進められることになる。今保育園がなくなればそこに若い世代が入ってきづらくなるというような指摘もあった。次の世代につながる公的な施設として貝取保育園をこの場に残すことができれば、このエリアの再生のためにも大きな力になるはずである。これからでも貝取保育園存続の再検討を行うべきだと申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よってこれより第32号議案 多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第33号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 第33号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。ご存じのように関戸にこのたび開園した2園について、いずれも社会福祉法人による運営となっている。ところが、こういった2園についてはいずれも賃貸物件となるわけであるが、今の条例においては賃借料についての規定がなく、このままだと運営費の補助ができないということで、今回その運営費の補助を支給するために条例に賃貸借物件を加えさせていただくという内容である。よろしくご審査のほどお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 今回、賃貸借物件での補助が、この条例が可決されればできるようになるということであるが、今後駅前への整備ということを言われていたが、駅前というとなかなか土地もない中で、こういった賃貸借物件のものがふえていく方向になるのか。どうお考えなのかをお聞きしたい。

室井子育て・若者政策担当課長 委員の言われるとおり、分譲されて所有した土地での保育所開設がだんだん難しくなっていて、特に駅に近いところでの就労に伴ったニーズが高いという中では、駅の近くで土地の所有によってやっていくことがなかなか難しいということで賃貸物件を活用したものが補助としてもなされており、多摩市においても関戸2丁目・4丁目が進めさせていただいているところになる。待機児童に応じた保育定員の確保というところでは、現在計画にあるのは多摩センターで進んでいるもの、また永山にも設置したいと考え調整をしているもの、ここで今の計画で待機児童数を見越した中で考えているのは残り2つとなってくるので、どんどんふえるというイメージは持っていない。ただ、保育のニーズが今後どう変化していくのか、できれば子育て世帯の方にたくさん住んでいただきたいので、そちらのニーズも見きわめながらやっていくことになるが、現在の計画では多摩センターと永山駅において賃貸借物件を活用したところが、可能性がある範囲になる。

大くま委員 土地の所有形態と保育の内容は直接関係ないから、そこで保育を受けている子どもたちの環境をしっかりと守れるような形で、それを市がしっか

り支えられるような形で進めていただきたい。

本間委員 この賃借料の補助金についてお伺いする。これ5年間は事業者が8分の1、市が8分の1、都が4分の1、国が2分の1という説明を以前受けているが、6年目以降は都の4分の1がなくなるということで、これは5年たった時点で東京都がまた4分の1の補助を継続するという話にはならないのか。これの決定というか、その辺をお伺いする。

室井子育て・若者政策担当課長 現在ある制度では最初の5年間だけ都に補助していただけるというところで、6年目以降は都の補助がなくなり、国と市と事業者の負担という中で、あとは公定価格を含めて家賃をお支払いいただくような形になっていく。

本間委員 そうすると、事業者はそれを承知でこの契約をしていただいているのだと思うが、市にしても事業者にしても年間いっぱい金額に6年後はなるというところで、そのときに事業者の方は今までどおりできるのかという心配も少ししたりするが、その辺はできる程度だということによろしいのか。

室井子育て・若者政策担当課長 関戸2丁目・4丁目での保育所開設を目指す過程の中では、家賃負担については5年目まで、あるいは6年目以降のシミュレーションを示させていただいた上で保育所開設に向けた検討を各事業者にお願いして手を挙げていただいたところが現在開所間近となっているので、法人も、その負担が6年目以降上がる前提で計画を立てていただいているものとなる。

芳野子ども青少年部長 今のことは今後の保育の面において非常に重要な部分だと思っているので、市長会等を通じて補助の継続などについては要望していきたいと思っているところである。

本間委員 その時期になったらぜひ要望していただくようお願いしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第33号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第34号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 第34号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。これはいわゆる学童クラブに関する件となる。今現在はこの中で1支援単位につき放課後児童支援員の数を2人以上と規定しているところである。ただ、この規定について直接変えるということではなく、今回は、この附則の中に2人以上のうち1人を除き補助員をもってかえることができる規定があり、これは適用期間が令和2年3月31日をもって終了することになっていることから、これを第10条の2項に規定する設置基準に改めて、欠員が生じた場合について1人を除き当該欠員を補充するための必要な期間の範囲内において補助員をもってこれにかえることができるということで、万が一2人のうち1人が欠けた場合、何らかの理由で急遽変えた場合にも、その間中は補助員を置いてかえることができるという規定を設けるということである。よろしくご審査の上ご承認賜るようお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 多摩市の学童クラブに関しては1支援単位当たり2人、これを堅持していくのか今まで確認してきた。そこは非常に評価している。そういった中で今回の改正であるが、直接2名というところを改正するものではないという説明があったが、その欠員が生じた場合の規定がもし曖昧に運用されれば、なし崩し的に1名でもよいということになりかねないのではないかと

という懸念を持っている。今現場で働いておられる職員の皆さんの中では一定の信頼関係が当然あるわけであるが、条例という形でこれが残っていくとこの後どういった運用がされるのか、それを縛る手だてはあるのか、どのようにお考えなのかをまずお聞きしたいと思う。

植田児童青少年課長 まず前提として、先ほど子ども青少年部長からも話があったとおり、放課後児童支援員の数は支援単位ごとに2人以上としている。これはもう必ずしていただいているので、それを崩すものではないということでご理解いただきたいと思う。想定としては、欠員を補充するために必要な期間ということで、例えば新たなスタッフを雇用するなどして、当該支援員が2人以上となることを前提としているという部分であるので、そういったことに速やかに対応していただくために文書法制課と調整して今回のこの表現に至っているというところで、本来の支援単位2人以上というところを崩すものではないということをご理解いただきたいと思う。

大くま委員 欠員を補充するまでの期間であるので、それには速やかに対応してほしいと言われるということである。この期間については、その状況状況に応じて例えば1週間以内、1カ月以内ということが条例の中で規定できるかというとなかなか難しい側面もあるだろうということも私も思っている。例えば要綱といったもので規定していくようなことをお考えなのかどうか確認したいと思う。

植田児童青少年課長 今言われるとおり確かに条例の中で期間を設定するのはなかなか難しいところであるが、要綱等でそれを規定する考えは今のところない。

大くま委員 状況状況でどういった形での欠員なのか等いろいろなことがあるかと思うが、やはりこの部分をなし崩し的にされないためにも、今すぐにそういったことが起こるとは私も思っていないが、やはり本当に学童クラブの質を担保するために2名必要だという方針をしっかりと示すためにも、検討を進めていただきたいと申し上げて終わる。

岩崎委員 今、大くま委員が言われていた2人の懸念は大分少ないかと思うが、今のこういう新型コロナウイルスの状況の中で、急遽だったが、朝からずっと学童クラブがあいているということは、逆に言えば夏休み等は普通にあるわけであるが、現状として2人は必ずいるという状況ができているとい

う理解でいいのか。

植田児童青少年課長 今新型コロナウイルスの関係で朝から開所していただいている状況があるが、それとは別にそもそものところで、当初学童クラブから名簿を提出していただいている。そちらで放課後児童支援員の資格を持った人が2人以上配置されていることを市で確認がとれているので、そのような中で運営していただいていると認識している。

岩崎委員 そうすると、こういう急遽な対応も大丈夫だったということでは、今後何か起こり得る状況として、体調が悪くなる等、何かしらの欠員が生じる可能性としてはどういう場合が考えられるのか。

植田児童青少年課長 こちらの条文にもあるとおり、疾病等、あるいは急にやめられたり、そういった中で欠員を補充するためにスタッフを雇用する、あるいは研修を受講する予定、そういったところの中で対応が図られるかと考えているところである。

岩崎委員 そうすると、学童クラブの中には、2人以上となるが、3人4人と少し多くおられる時間帯や、そういう日もあるのか。

植田児童青少年課長 そういった時間帯はある。

岩崎委員 一応今の段階では2人という人数の確保はそれほど難しくないことがわかったところであるが、そういう意味でこういう何か非常事態というような想定はいつでも大変だとは思いますが、一応なるべく余裕のある体制にしていきたいのと同時に、処遇にもかかわってくると思うが、そういうところでの市の補助、やはり金の面で処遇も大事になっていく中では、そのサポートで常に学童クラブの職員のためにも動いていただきたいと思う。そこら辺で学童クラブの職員に必ずしわ寄せがいたり、子どもたちにしわ寄せがいたりということがないような働きかけは、この条例だけはなかなか難しいところだと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

本間委員 確認であるが、この2人というのは、放課後児童支援員が2人ということであるが、その1人が何らかの理由でいなくなったときに、補助員が1人、支援員が1人で2人ということで、2人いるのは間違いのないということであるか。

植田児童青少年課長 委員の言われるとおりである。

しらた委員 健全育成の面で見ると、現状1.65平方メートルということで大変狭いと思うが、このままでいいのか、どのように現状を感じられているのかお聞きしたいと思う。

植田児童青少年課長 1.65平方メートル以上というのは国の基準で定められているものであり、それを遵守するような形で、市も増築するときにはそれを踏まえて建築等をしている。それはしっかりとした基準として持っているのもので、それ以下にはならないように定員の基準を設定しているところである。学童クラブによっては、場所によってかなり余裕があったりする部分もあるので、そういった中ではもう少し余裕を持って育成ができている部分もあるかと思う。

ただ、最近の入所申請の増加傾向といった中では、全ての出席があった場合にはなかなか狭いという状況もあるかと思うが、そういった中で、市としては国の基準をしっかり守った上で建設等、育成等をしていきたいと考えている。

しらた委員 国の最低基準を守ってやるということで、この間も愛和小学童クラブを見学させていただいたが、中で飛び跳ねたりしてすごかったのが危ないかなと、1.65平米で今後大丈夫なのかと少し心配したところであるのでお聞きした。それと今後、多摩市は学童クラブもすごくよくなっているということで特別支援の人たち、いろいろな人が通っていると思うが、中には手帳をお持ちでない人たちもいるかと思うと、現状を見ていく上で今後どのように対策というか認識していったらいいのかをお聞きしたいと思う。

植田児童青少年課長 そういった中では、発達支援室ともしっかりと連携を図りながら、今後そういった方たち、例えば配慮が必要な子どもたちの増加傾向が見えてきているので、実際に学童クラブにそういう子どもたちが入所した場合の対応策については、臨時職員の配置等も踏まえながらしっかりと運営していただくよう法人とも協議を調べて対応していきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第34号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、可決すべきものとの立場での討論を行う。今回学童クラブの質を担保するのだということで2名は堅持していくことも質問の中で確認させていただいた。ただ、状況によって、欠員の状況がどうなるかわからないということはある。そういったところで運用が崩れないようにしっかりと学童クラブの質の担保をしていただくことをぜひ進めていただきたいと思います。また、そのためには欠員をそもそも出さないよう処遇改善などの施策も講じながら、しっかりと多摩市の子どもたちの放課後の居場所を確保していく、暮らしの場所を確保していく事業を進めていただきたいと思います。そのことを申し上げて可決の討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よってこれより第34号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議ないものと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午前11時21分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦